

大田市告示第 9 6 号

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）による改正前の地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定により、下記の者に大田自転車競技場及び大田市民第 2 球場の使用料の徴収義務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫野 弘和

住 所 大田市大田町大田イ 128

受託者 公益財団法人 大田市体育・公園・文化事業団
理事長 大國 晴雄

業務を委託する期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで